

# 東由利中学校いじめ防止基本方針

(2026. 4. 24改訂)

## 【いじめに対するの基本的な取組】

- 1 いじめの未然防止策、組織的ないじめ対応への全教職員による共通理解と推進。
- 2 いじめの事案に対する正しい理解。(誰でも加害者、被害者になり得る。被害者の立場に立った支援。)
- 3 定期的な調査の実施・中間評価の導入による、いじめ未然防止・対応における実効性の検証・改善。
- 4 一人一人の人権を守ろうとする態度の育成。
- 5 小・中学校、保護者、地域が連携した「いじめ未然防止の取組」の推進。

【いじめ・不登校対策委員】 校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 養護教諭 学年主任 当該学級担任

## 【いじめの未然防止】

- 1 全職員で、全ての生徒が安全・安心と感じられるような「居場所づくり」と、生徒が互いに認め合ったり、心のつながりを感じたりできるような「絆づくり」を進める。
- 2 授業や諸活動における生徒一人一人の取組を確実に見取り、全体・個への言葉掛け、働き掛けを通して、生徒のよさや持ち味を認め励ます。また、生徒のよさや持ち味を認め励ます場、相互に認め合う場を意図的に設定する。(朝の会・帰りの会、授業、給食、清掃、部活動、二者面談等)
- 3 生徒主体で取り組む行事や諸活動を通して、学級活動、生徒会、執行部活動の活性化を図る。また、自治的に諸活動を運営していこうとする態度を育成する。
- 4 教育活動全体を通して道徳性を養う。(道徳科、各教科等、体験活動)

## 【早期発見・早期対応】

- 1 生徒一人一人をよく見守り、小さな変化や気になったことを職員間で共有する。また、その情報をもとに生徒への声掛け、面談等を実施し、早期発見・早期対応につなげる。
- 2 生徒の実態把握と、教師の取組の評価をする機会とするために、いじめ調査アンケートを定期的の実施し、いじめ防止の取組の改善に活用する。
- 3 生徒、保護者に対して教育相談の啓発を行い、相談しやすい環境をつくる。
- 4 学年部の打ち合わせ、企画部会において、生徒についての情報交換を行い、早期の予防的介入が必要な生徒の見極めを行う。また、予防的介入が必要と認められる生徒に対しては、二者面談や三者面談を定期的に行う。その際、必要に応じていじめ・不登校対策委員会のメンバーが加わる。

## 【いじめに対する措置】

- 1 被害生徒の痛み、心情に寄り添い、共感的に話を聞いて、安全確保を行う。その後、事実確認を行い、保護者に説明し、被害生徒の支援について協力を依頼する。
- 2 被害生徒の聞き取りと同時に、加害生徒及び周囲の聞き取りを行う。加害生徒との事実確認の後は、個別指導を行い、保護者に説明をした上で指導の協力を依頼する。
- 3 いじめ・不登校対策委員会を開き、聞き取りの内容をもとにアセスメントを行い、両者への指導・支援内容と方法、家庭との協働内容、学年・全校の指導内容・方法について話し合う。
- 4 被害生徒の正常な学校生活の復帰を第一に、当事者と関係生徒への指導・支援、学年指導、家庭への支援を継続して行う。

## 【いじめ再発防止】

- 1 いじめ・不登校対策委員会において、事後指導、再発防止の取組について評価し、全教職員が同じベクトルで再発防止指導を進める。
- 2 生徒会組織を機能させながら、いじめ根絶に向けた取組を生徒と共に進める。

## 【保護者との連携】

- 1 学校の基本方針、及び具体的な対策についてPTA行事の場で説明する。
- 2 いじめ相談窓口(教頭)を設置し、保護者や地域との連携を密にする。
- 3 学校運営協議会を活用しながら小・中の連携を図り、「いじめ防止」の取組を進める。

## 【地域・諸機関との連携】

- 1 SCによる教育相談活動を行う。
- 2 外部人材を招いた人権教室の開催等、人権意識を育てる取組を推進する。
- 3 専門機関を招いたSNS・ネット利用講座の開催等、インターネットの正しい利用法について学ぶ場を設ける。